

米軍 F A 18 戦闘攻撃機墜落事故に関する意見書

去る11月12日午前11時45分ごろ、那覇市の東南東約290キロメートルの海上で、米海軍第5空母航空団所属のF A 18戦闘攻撃機1機が墜落する事故が発生した。

事故現場海域の周辺は、ソデイカ漁のシーズンに入り、多くの漁船が集まる場所であり、一步間違えば操業中の漁業者を巻き込む大惨事を引き起こしかねないものとして、漁業関係者や県民に大きな不安と恐怖を与えている。

F A 18戦闘攻撃機については、平成28年12月の高知県沖での墜落、平成29年4月の米原子力空母カール・ビンソンでの着艦事故及び本年3月のフロリダ州での墜落など繰り返し事故が起きている。

また、県内においても本年6月に米軍嘉手納基地所属のF 15戦闘機が沖縄本島南方海上へ墜落するなど、沖縄近海の米軍訓練区域付近での事故が後を絶たない。

政府が言う負担軽減の流れとは逆行するたび重なる墜落事故に対し、米軍における航空機整備・保守点検のあり方等に疑問を持たざるを得ない。

今回墜落事故を起こした米軍F A 18戦闘攻撃機は、これまでも嘉手納基地や普天間飛行場に飛来し訓練を実施しており、嘉手納基地周辺の沖縄市、嘉手納町及び北谷町の昨年の苦情件数は過去最多となるなど地域住民は外来機の飛来により激しい騒音に悩まされている。

本県議会は幾たびとなく繰り返される米軍機の事故等に対し、米軍の安全管理体制のあり方を厳しく指摘してきたところであるが、改善がなされないまま訓練を繰り返す米軍の姿勢は断じて許されるものではなく、強い怒りを禁じ得ない。

これ以上、県民を基地あるがゆえの恐怖にさらすことがあってはならず、米軍及び日米両政府においては、県民の懸念の払拭に向け全力を挙げて取り組むべきである。

よって、本県議会は、県民の生命・財産及び生活環境を守る立場から、今回の事故に関し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに県民に明らかにすること。
- 2 外来機の飛来を中止すること。
- 3 事故原因の十分な究明・説明がなされるまで戦闘機等の訓練・演習及び飛行を停止すること。
- 4 日米地位協定を抜本的に改定すること。特に、「日米地位協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律」を廃止し、日本の航空法を遵守すること。
- 5 墜落に伴う周辺海域での漁業影響調査を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年11月27日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣
防 衛 大 臣
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て